

2025年3月6日

各位

株式会社クシム
(東証スタンダード市場：2345)

当社に関する一部報道について

2025年1月22日付「DIAMOND online」、2025年2月25日に発売された「週刊ダイヤモンド」におきまして、当社に関する記事（以下、「本記事」）が掲載されましたが、その内容には誤りがありますので、お知らせいたします。

なお、本記事の担当記者より取材を受け、本記事にインタビューが掲載されていた当社の田原取締役（以下、「田原氏」）に2025年3月4日に開催した当社の取締役会で確認をしたところ、田原氏は発行元であるダイヤモンド社の担当記者が当社に事実確認を含む取材をしなかったことを知らずに少なからず驚いており、当該記事の総論は田原氏自身の主張したい内容であるものの、細部には誤りが多く根拠となる事実確認はできていないと述べておりました。

本記事の内容に関する当社の見解と論拠は、下記の通りです。

■本記事における当社の見解と論拠：

記事の内容（1）

「週刊ダイヤモンド」P45
シークエッジの白井氏の接待交際費や家賃をクシムが負担したりしていました

当社の見解と論拠（1）

田原氏は、当社が白井氏の香港オフィスの賃料を負担するなど、シークエッジグループの利益を優先する経営を行っている旨の主張をしております。しかしながら、田原氏の主張する事実は存在せず、かかる主張は失当であります。本件について、2025年3月4日に開催した当社の取締役会において、田原氏に発言の根拠の提出を求めるも何ら証拠などの提示はありませんでした。

当社は、暗号資産の発行業を営む法人を当社グループ内で完備する目的で香港法人をM&Aにより取得いたしました。当社グループが強みとする暗号資産の発行から販売までワンストップで実現するバリューチェーンの中で、最も川上に位置するトークンの発行体法人を運営する場合、日本国内では法務面・税制面で未だ課題は多く残っております。香港はアジア圏においてもWeb3やブロックチェーンビジネスの発展性に関して前向きな地域であり、ブロックチェーンエンジニアの採用拠点という観点でも進出価値があり、拠点としての拡大を考えておりました。そして、当社においては、2024年2月頃以降、香港法人立ち上げは田原氏を中心に具体的な検討をしておりました。香港において、銀行口座の開設や労働ビザ発給拠点になる法人を新設するよりも現地法人を取得したほうがより早く新規事業の立ち上げと現地での事業展開につなげられるとの検討を経て、香港法人



の株式を取得しました。その取得法人が契約していた事務所の賃貸契約を引き継いだもので、2024年7月より自社の事務所賃料をビル管理会社へ支払っているものです。

なお、白井氏は、香港から撤退しており、香港には事務所や子会社を保有しておらず、当社が家賃を負担している等の事実はありません。

記事の内容（2）

「DIAMOND online」

クシムが新株予約権無償割り当て（ライツオファリング）で調達した資金でシークエッジ関連の暗号資産を購入し、その評価損で24年2～4月期に約10億円の特別損失を計上したという。

当社の見解と論拠（2）

当社がライツ・オファリングで調達した資金の支出状況は以下の表のとおりであり、田原氏の主張は事実と全く異なります。

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出状況 (百万円)	支出予定時期
① M&A 資金	444	444	2021年1月～ 2024年9月
② 人材投資 (採用、人件費)	50	50	2021年1月～ 2022年8月
③ 運転資金	702	203	2021年1月～ 2026年10月
④ フィスコ株式の追加取得	102	102	2021年2月
⑤ 暗号資産分野への事業投資	50	50	2021年2月～ 2022年10月
⑥ ブロックチェーンサービス事業の事業投資	110	110	2022年12月
合計	1,459	960	

(2025年1月23日時点)

上記の表のとおり、ライツ・オファリングにより調達した約14億6,000万円のうち、5,000万円を暗号資産分野への事業投資として暗号資産の取得を行いました。その後売却した結果、約1億円の売却益を計上しております。

したがって、記事の内容は事実と異なります。

なお、暗号資産に係る特別損失を計上しているのは事実ですが、その原因は、2023年11月にM&Aにより子会社化した株式会社 Web3 キャピタル（以下、「Web3 キャピタル」）が M&A 前より保有していた暗号資産及びその他の資金により購入した暗号資産の一部の評価減となります。すなわち、かかる暗号資産のうち、活発な市場が存在しないものについて、当社グループの会計方針に基づいて決算期末日の市場時価に基づく移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）にて評価をしていましたが、再度社内で検討した結果、対象暗号資産の内容、性質、取引実態等を総合的に勘案し、2024年10月期第2四半期において、備忘価額まで評価減をしたことによるものです。



本件について、2025年3月4日に開催した当社の取締役会において、田原氏に対して、株主提案や自身のSNS等で記載している点と合わせ、事実としてはライツ・オフリングの調達額は約14億6,000万円であり、そのうち暗号資産分野への投資としては5,000万円であることから、本記事の記載内容は間違いであることを認めるかの指摘がなされました。田原氏は、他の取締役からの指摘に対して事実に基づいた反論はなく、全体的な資金の流れについて問題視していたつもりであり、記載の訂正等に関しては週刊ダイヤモンドの担当記者に確認すべきだと述べておりました。

記事の内容（3）

「DIAMOND online」

調査委の望月真克委員長はシークエッジ出身のクシム監査等委員であり、第三者性がないというのが田原氏の主張だ

「週刊ダイヤモンド」P45

調査委員会の望月真克委員長もシークエッジ出身です。クシムは調査委について「当社との特別な利害関係はありません」としていますが、全く第三者性はありません。

当社の見解と論拠（3）

「第三者性がない」との主張は、当社としては田原氏の主張の根拠が不明確であると認識しております。

本件について、田原氏は2025年3月4日に開催した当社の取締役会において、当社の取締役監査等委員会議長である望月真克氏（以下、「望月氏」）が社内調査委員会の委員長を務めたこと一点をもって「第三者性がない」という主張する一方、田原氏は社内調査委員会に参画された外部の弁護士について第三者性は認めると述べておりました。

2024年12月9日に発足しました「社内調査委員会」は、望月氏を委員長とし、危機管理・不正調査の経験を有している第三者的専門家として渥美坂井法律事務所・外国法共同事業所属の水上高佑弁護士及び清水真一郎弁護士を委員として調査を実施しました。調査に参加した弁護士は、事務局として補助をした弁護士を含め、当社や田原氏及びヒアリング対象者のいずれとも利害関係を有しておりません。

さらに、社内調査委員会の実務は渥美坂井法律事務所・外国法共同事業所属の弁護士チームが主体的に担当し、関係者への公平なインタビューおよび事実関係の整理を行ったうえで、調査結果を取りまとめたものです。したがって、本件の調査主体とその結果において客観性が担保されていないという指摘は当たらないものと認識しております。

以上

